

■■■ 2024年度6月改正について ■■■

●Mac24電子カルテご利用の医療機関様●

5月31日（金）診療終了後に改正の作業致します

診療終了後に院内のカルテPCの電源を切らずにご連絡ください



03-3666-7171（マクロスジャパン サポートセンター）

※今回はCDでの作業はありません 弊社サポートが作業致します

●MJ電子カルテご利用の医療機関様●

月末までに個別対応いたします ご連絡をお待ちください

6 ページ目のアンケートを
ご確認の上 FAXしてください

■カルテでの主な対応■

- ・基本診療料（情報通信機器を用いた場合を除く）

→施設基準に該当する医療機関様は設定が必要です。届出内容を事前にご連絡ください。

■■診療所の初診料	時間内	時間内 夜間・早朝※1	時間外※2	休日※2	深夜※2	時間外特例
6歳以上	291点	341点 (291+50)	376点 (291+85)	541点 (291+250)	771点 (291+480)	521点 (291+230)
6歳未満	366点 (291+75)	416点 (291+75+50)	491点 (291+200)	656点 (291+365)	986点 (291+695)	636点 (291+345)
機能強化加算	80点(要届出)					
外来感染対策向上加算	6点(月1回)(要届出) ※4					
発熱患者等対応加算	20点(月1回) ※3 ※4					
連携強化加算	3点(月1回)(要届出) ※3 ※4					
サーベイランス強化加算	1点(月1回)(要届出) ※3 ※4					
抗菌薬適正使用体制加算	5点(月1回)(要届出) ※3 ※4					
医療情報取得加算	1	3点(月1回)(要基準)				
	2	1点(月1回)(要基準)				
医療DX推進体制整備加算	8点(月1回)(要届出)					

※1 「夜間・早朝等加算」の施設基準を満たす診療所は、表示する診療時間内であって夜間、早朝の時間には、「夜間・早朝等加算」(50点)を算定できる。ただし、小児科特例、時間外特例加算とは併せて算定できない。

※2 時間外加算等は、表示する診療時間内は算定できない。ただし、小児科特例の場合は、表示する診療時間内であっても、夜間は「時間外」、休日は「休日」、深夜は「深夜」の欄にある点数を算定できる。

※3 外来感染対策向上加算を算定する場合に限る。

※4 同一月に別の点数で該当点数を算定した場合は算定できない。

(★)同一日、同一医療機関で別の診療科を初診受診した場合は、二つ目の診療科に限り、2科目初診料(146点)を算定できる。ただし、初診料に係るすべての加算は算定できない。

■■診療所の再診料	時間内	時間内 夜間・早朝※1	時間外※2	休日※2	深夜※2	時間外特例
6歳以上	75点	1・25点 (75+50)	140点 (75+65)	265点 (75+190)	495点 (75+420)	255点 (75+180)
6歳未満	113点 (75+38)	163点 (75+38+50)	210点 (75+135)	335点 (75+260)	665点 (75+590)	325点 (75+250)
外来管理加算 ※5	52点					
時間外対応加算	1	5点(要届出)				
	2	4点(要届出)				

株式会社 マクロスジャパン メディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 10-16 MYARK 日本橋ビル 8F

TEL : 03-3666-6767 (代) 03-3666-7171 (サポート専用)

FAX : 03-3666-6711 E-mail : support@macros.co.jp

Web site : <https://macros.co.jp>

	3	3点(要届出)
	4	1点(要届出)
明細書発行体制等加算		1点(要基準)
地域包括診療加算	1	28点(要届出)
	2	21点(要届出)
薬剤適正使用連携加算		30点(退院又は退院月から2月限度に1回)
認知症地域包括診療加算	1	38点(要基準)
	2	31点(要基準)
薬剤適正使用連携加算		30点(退院又は退院月から2月限度に1回)
外来感染対策向上加算		6点(月1回)(要届出) ※4
発熱患者等対応加算		20点(月1回) ※3 ※4
連携強化加算		3点(月1回)(要届出) ※3 ※4
サーベイランス強化加算		1点(月1回)(要届出) ※3 ※4
抗菌薬適正使用体制加算		5点(月1回)(要届出) ※3 ※4
医療情報取得加算	3	2点(3月に1回)(要基準)
	4	1点(3月に1回)(要基準)
看護師等遠隔診療補助加算		50点(要届出)

※1 「夜間・早朝等加算」の施設基準を満たす診療所は、表示する診療時間内であって夜間、早朝の時間には、「夜間・早朝等加算」(50点)を算定できる。ただし、小児科特例、時間外特例加算とは併せて算定できない。

※2 時間外加算等は、表示する診療時間内は算定できない。ただし、小児科特例の場合は、表示する診療時間内であっても、夜間は「時間外」、休日は「休日」、深夜は「深夜」の欄にある点数を算定できる。

※3 外来感染対策向上加算を算定する場合に限る。

※4 同一月に別の点数で当該点数を算定した場合は算定できない。

※5 外来管理加算は「再診料(情報通信機器を用いた場合)」の場合は算定できない。

(★) 同一日、同一医療機関で別の診療科を再診受診した場合は、二つ目の診療科に限り、2科目再診料(38点)を算定できる。ただし、再診料に係るすべての加算は算定できない。

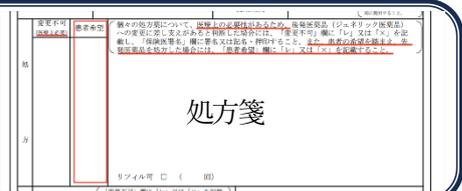
■ ■ 病院の初診料	時間内	時間外※2	休日※2	深夜※2	時間外特例
6歳以上	291点	376点 (291+85)	541点 (291+250)	771点 (291+480)	521点 (291+230)
6歳未満	366点 (291+75)	491点 (291+200)	656点 (291+365)	986点 (291+695)	636点 (291+345)
機能強化加算		80点(要届出)			
医療情報取得加算	1	3点(月1回)(要基準)			
	2	1点(月1回)(要基準)			
医療DX推進体制整備加算		8点(月1回)(要届出)			

■ ■ 病院の再診料	時間内	時間外※2	休日※2	深夜※2	時間外特例
6歳以上	75点	140点 (75+65)	265点 (75+190)	495点 (75+420)	255点 (75+180)
6歳未満	113点 (75+38)	210点 (75+135)	335点 (75+260)	665点 (75+590)	325点 (75+250)
外来管理加算 ※4		52点			
医療情報取得加算	3	2点(3月に1回)(要基準)			
	4	1点(3月に1回)(要基準)			
看護師等遠隔診療補助加算		50点(要届出)			

※2 ※4は診療所の脚注を参照してください。

処方箋様式改正について

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令<2024(令和6)年厚生労働省令第35号>により処方箋様式が改正されます。主な変更は①変更不可欄に関する変更、②患者希望欄の追加です。電子カルテでは10月改正前に対応いたします。



株式会社 マクロスジャパン メディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町10-16 MYARK 日本橋ビル 8F

TEL: 03-3666-6767 (代) 03-3666-7171 (サポート専用)

FAX: 03-3666-6711 E-mail: support@macros.co.jp

Web site: <https://macros.co.jp>

・医学管理料（情報通信機器を用いた場合を除く）

特定疾患療養管理料 生活習慣病管理料(Ⅱ) 比較	特定疾患療養管理料	生活習慣病管理料(Ⅱ)【要基準】
算定点数	1 診療所 225点 2 100床未満の病院 147点 3 100床以上200床未満の病院 87点	333点 <加算点数> ◎血糖自己測定指導加算:500点/年1回
算定回数	月2回限度	月1回限度
併せて算定できない 点数	ウイルス疾患指導料、小児特定疾患カウンセリング料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、皮膚科特定疾患指導管理料、心臓ペースメーカー指導管理料、慢性疼痛疾患管理料、小児悪性腫瘍患者指導管理料、耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料、移植後患者指導管理料、認知症専門診断管理料、認知症療養指導料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料、在宅患者連携指導料、在宅療養指導管理料、心身医学療法、通院・在宅精神療法、精神科在宅患者支援管理料	外来管理加算、医学管理料等(※)、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料(※)ただし、外来栄養食事指導料、集団栄養食事指導料、糖尿病合併症管理料、がん性疼痛緩和指導管理料、外来緩和ケア管理料、糖尿病透析予防指導管理料、慢性腎臓病透析予防指導管理料、ニコチン依存症管理料、療養・就労両立支援指導料、プログラム医療機器等指導管理料、診療情報提供料(Ⅰ)、電子の診療情報評価料、診療情報提供料(Ⅱ)、診療情報連携共有料、連携強化診療情報提供料、薬剤情報提供料は算定可
主な算定要件	○「治療計画に基づき、服薬、運動、栄養等の療養上の管理」を行う	○「治療計画を策定し、当該治療計画に基づき栄養、運動、休養、喫煙、家庭での体重や血圧の測定、飲酒、服薬及びその他療養を行うに当たっての問題点等の生活習慣に関する総合的な治療管理」を行う ・療養計画書を作成して患者に説明し、同意を得た上で署名を受けて交付する。療養計画書は管理料算定月に交付するが、内容に変更がない場合は概ね4月に1回以上の交付で可 ・診療ガイドライン等を参考とした疾病管理 ・糖尿病患者に対する歯科・眼科受診の推奨
主な施設基準	—	○生活習慣に関する総合的な治療管理ができる体制を有している。当該治療管理は歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等の多職種と連携しての実施が望ましい。 ○患者の状態に応じ28日以上長期投薬又はリフィル処方箋の交付可能な旨の院内掲示

※ 生活習慣病管理料(Ⅰ)と同(Ⅱ)は算定要件、施設基準は同一だが、包括範囲が異なる。

- 生活習慣病管理料(Ⅰ)を算定した月から6か月以内は生活習慣病管理料(Ⅱ)を算定できません。
- 生活習慣病療養計画書はカルテ文書支援レポートから印刷・保存可能です。
- 初回用は患者様の署名が必要です。印刷後書面の保存は各医療機関様でご対応お願いします。(文書ライブラリ・M-Docにスキャン後保存可能です)
- 継続用は担当医がチェックを入れることで患者様の署名は省略可能です。
- 検査結果を手交している場合は記載不要です。
- 詳しくは月末に操作手順書を配布いたします。暫くお待ちください。

The image shows a detailed medical form titled '生活習慣病 療養計画書 (印刷用)'. It contains fields for patient information, checkboxes for various medical conditions (e.g., hypertension, diabetes, hyperlipidemia), and sections for doctor and patient signatures. The form is used for creating a management plan for lifestyle diseases.

株式会社 マクロスジャパン メディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 10-16 MYARK 日本橋ビル 8F

TEL : 03-3666-6767 (代) 03-3666-7171 (サポート専用)

FAX : 03-3666-6711 E-mail : support@macros.co.jp

Web site : <https://macros.co.jp>

・ベースアップ評価料 (要届出)

→届出医療機関様は設定が必要です。届出内容を事前にご連絡ください。

<レセプト記載>

レセプト「その他」欄 80 番コードの摘要欄に名称及び点数を記載する

点数項目		点数(1日につき)	算定タイミング
1. 初診時		6 点	初診料(情報通信機器を用いた初診料を含む) 小児科外来診療料 1・2(初診時) 小児かかりつけ診療料 1・2(初診時)
2. 再診時等		2 点	再診料(情報通信機器を用いた再診料、電話再診量を含む) 外来診療料 短期滞在手術等基本料1の算定すべき手術又は検査を行った場合 小児外来診療料 1・2(再診時) 外来リハビリテーション診療料 外来放射線照射診療料 地域包括診療料 認知症地域包括診療料 小児かかりつけ診療料 1・2(再診時) 外来腫瘍化学療法診療料
3. 訪問診療時	イ 同一建物居住者以外	28 点	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の1・2 (同一建物居住者以外) 在宅がん医療総合診療料 (訪問診療を行った日)
	ロ 同一建物居住者	7 点	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の1・2 (同一建物居住者) 在宅患者訪問診療料(Ⅱ)

■レセプトコメント■

・別表Ⅰ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧 (医科)

https://www.mhlw.go.jp/content/1_2400000/000678301.xlsx

厚労省のサイトからエクセルファイルをダウンロードすることができます

「別表Ⅰ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」で検索してください

往診料

当該月に在宅患者訪問診療料(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定している場合に、当該往診を行った年月日を記載することとされていたが、不要となった。

在宅患者訪問診療料(Ⅰ)(Ⅱ)

当月又は前月に往診料を算定している場合に、当該訪問診療を行った年月日を記載することとされていたが、不要となった。

在宅ターミナルケア加算を算定した場合に、死亡日及び死亡日前14日以内の計15日間に行った往診又は訪問診療の日を記載することと

されていたが、不要となった。なお、死亡年月日の記載は引き続き必要とされている。

新型コロナウイルス関連の検査

・検査が必要と判断した医学的根拠のコメントは、初回検査時は不要とされた。初回検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合であって、されに同一の検査を1回算定した場合のみ、医学的根拠を記載することとされた。830100500
・微生物核酸同定・定量検査の「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含む)」については、外部委託時の点

数の削除に伴い、委託先の施設名を記載するレセプト電算コードが削除された。

遺伝学的検査

検査の対象とした遺伝子疾患の名称を記載することとされた。830100825

骨塩定量検査

「2 REMS法(腰椎)」について、前回の検査実施年月日(初回の場合は初回である旨)の記載が必要となった。850190229 82019049

各所で変更・追加があります
レセプト前にチェックしてください

株式会社 マクロスジャパン メディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町10-16 MYARK 日本橋ビル 8F

TEL: 03-3666-6767 (代) 03-3666-7171 (サポート専用)

FAX: 03-3666-6711 E-mail: support@macros.co.jp

Web site: <https://macros.co.jp>

・別表Ⅱ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（薬価基準）

https://www.mhlw.go.jp/content/1_2404000/000952230.xlsx

厚労省のサイトからエクセルファイルをダウンロードすることができます

「別表Ⅰ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」で検索してください

・別表Ⅲ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（検査値）

https://www.mhlw.go.jp/content/1_2404000/000984057.xlsx

厚労省のサイトからエクセルファイルをダウンロードすることができます

「別表Ⅰ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」で検索してください

■令和6年度診療報酬改定対応マスター■（6月1日適用分・5月末の改正対応にて更新します）

令和6年5月17日 配布：診療行為マスター

新規：	6件 一部抜粋	診療	点数
160241050	CLDN18タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製	検査	2700
160241450	PIK3CA遺伝子変異検査（乳癌）	検査	5000
160241550	P TEN遺伝子変異検査（乳癌）	検査	5000
変更：	74件 一部抜粋	診療	点数
190198110	療養病棟・急性期一般入院料1	入院	1688
190198770	療養病棟・一般病棟入院期間加算（14日以内）	入院	450
190198870	療養病棟・一般病棟入院期間加算（15日以上30日以内）	入院	192
190201910	療養病棟・急性期一般入院料2	入院	1644
190823710	療養病棟入院料2（入院料1）（生活療養）	入院	1885

5/9 配布：コメントマスター

新規：	17件 一部抜粋
820101309	5分を超え10分未満（通院・在宅精神療法）
820101310	10分以上20分未満（通院・在宅精神療法）
820101311	20分以上30分未満（通院・在宅精神療法）
820101315	30分超（通院・在宅精神療法）
820101316	60分超（通院・在宅精神療法）
変更：	87件 一部抜粋
820101・249	保険給付する理由：医療上の必要性があるため
850190213	当該診療に係る初診年月日（情報通信機器を用いた在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）；

■医療DX推進体制整備加算に関する施設基準の確認

- ・届出用紙は様式1の6
 - ・レセプトオンライン請求を行っている
 - ・オンライン資格確認を行う体制を有している
⇒ オンライン資格確認の導入時にポータルサイトから運用開始日を登録
 - ・診察室等（診察室、手術室、処置室等）で、医師等が以下の内容を閲覧・活用できる体制を有している
 - ・オンライン資格確認等システムを活用して取得した患者の薬剤情報、特定健診情報等
 - ・電子処方箋を発行できる体制を有している
→【経過措置：令和7年3月31日】
 - ・電子カルテ情報共有サービスを活用する体制を有している
→【経過措置：令和7年9月30日まで】
 - ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上
→【令和6年10月1日から適用】まだ具体的な割合は公開されていません
 - ・次の項目を院内の見やすい場所に掲示
- 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っていること

- と（具体的には次に掲げる事項）
- ア、医師等が診療を実施する診察室等で、オンライン資格確認等システムで取得した診療情報等を活用して診療を実施している
- イ、マイナ保険証の利用促進等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる
- ウ、電子処方箋の発行・電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している
→【経過措置：令和7年9月30日まで】
- ・上記の院内掲示は、原則としてウェブサイトに掲載している（自ら管理するホームページ等が無い場合は除く）
→【経過措置：令和7年5月31日まで】

届出医療機関様は事前にお知らせください
加算開始日と加算終了日は医療機関様で設定してください（自動終了されません）
Mac24 電子カルテについて
電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスについて
経過措置期限までに導入予定ですが開始は未定です

株式会社 マクロスジャパン メディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町10-16 MYARK 日本橋ビル 8F

TEL：03-3666-6767（代） 03-3666-7171（サポート専用）

FAX：03-3666-6711 E-mail：support@macros.co.jp

Web site：<https://macros.co.jp>

2024年6月改正事前アンケート

5月31日（金）診療終了後に改正作業を円滑にすすめるため、
 事前にアンケートにお答えいただきFAXしてください【5月30日（木）午前必着】

医療機関名		ご担当者	
-------	--	------	--

様

1. 6月1日～ 該当の加算に○してください

・医療DX推進体制整備加算	
・時間外対応加算（ 1 ・ 2 ・ 3 ）	
・ベースアップ加算（ 1 ・ 2 ）	
・在宅患者訪問診療料の加算（具体的には後ほどお聞きします）	
・通院・在宅精神療法の加算（具体的には後ほどお聞きします）	
その他 今回の改正時に上記以外に申請しているものがあればお知らせください	
・	
・	

2. 「生活習慣病療養計画書」の作成パソコン及び印刷パソコン

例：	作成 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 印刷	診察室①	.101（IPアドレス末尾番号）又はPC名
	作成 ・ 印刷		

マクロスジャパンサポートセンターFAX : **03-3666-6711**

株式会社 マクロスジャパン メディカル事業部

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 10-16 MYARK 日本橋ビル 8F

TEL : 03-3666-6767（代） 03-3666-7171（サポート専用）

FAX : 03-3666-6711 E-mail : support@macros.co.jp

Web site : <https://macros.co.jp>